

第3回農林水産省政策評価会林野庁専門部会議事録

1. 日 時 平成19年3月9日（金） 13:30～15:45
2. 場 所 農林水産省第2特別会議室（本館4階）
3. 出席者 林野庁専門部会委員
太田座長、金井委員、高橋委員、平倉委員
農林水産省政策評価会委員
田中委員、永石委員
林野庁
林野庁長官、企画課長、調査官、経営課長、木材産業課長、
木材利用課長、計画課長、施工企画調整室長、整備課長、
治山課長、業務課長
4. 議 題 (1) 平成19年度事前評価について
(2) 平成18年度期中の評価及び完了後の評価について
(3) その他

5. 議事録

（太田座長）

ただ今から、第3回農林水産省政策評価会林野庁専門部会を開催いたします。

まず始めに、専門部会委員の出席状況ですが、本日は、亀山委員が所用につき御欠席でございますので4名の出席でございます。また、政策評価会委員におかれましては、本日、田中委員と永石委員に御出席をいただく予定になっておりますが、永石委員については遅れて来られるとのことですのでよろしくお願いいたします。

それでは、林野庁長官より御挨拶をお願いしたいと思います。

（林野庁長官）

林野庁長官の辻でございます。委員の先生方には、たいへんお忙しい中、専門部会に御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、事業評価のうち平成19年度新たに実施する事業の事前評価、平成18年度に実施した補助事業の期中評価の結果、それと完了後の評価結果につきまして委員の皆様方から御意見をいただくことにしております。

この事業評価につきましては、林野庁では平成9年度から林道関係事業に費用対効果分析を導入し、順次、分析対象事業を拡大してきたところでございます。今後、更に適切な評価の実施という観点から、新規採択事業の一部について評価の程度を明確にする多段階方式による評価を試行することとしてございます。

森林整備事業と治山事業につきまして、若干お話をさせていただきますと、森林整備事業につきましては地球温暖化防止森林吸収源対策ということで、今年度の補正予算と

来年度の当初予算で765億の追加事業費を計上しているところでございます。これにより、間伐等を追加的に23万 ha 森林整備をするということになっているところでございまして、これを来年度から6年間やりますと、京都議定書で定められております森林吸収の1,300万炭素トンが確保されるといったような状況でございます。それと、せっかくの予算がつかまりましたので、ただ黙々とやるというのではなく、「美しい森林づくり推進国民運動」を政府一体となって展開をしていこうというふうに致してございます。この「美しい森林づくり」というのは、「美しい国づくり」へも貢献をするということで、官邸も含めましてこれからやっていくことになったものでございます。

また、治山事業につきましては、局地的な集中豪雨が頻発をして、各地で山崩れが発生をしているということから、安全で安心できる暮らしを実現できるよう国有林と民有林一体となった治山事業を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

委員の先生方には政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保する観点から、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申しまして御挨拶させていただきます。よろしくお願ひします。

(太田座長)

どうもありがとうございました。では議事に入ります前に事務局より配布資料の確認をお願いいたします。

(早川企画課課長補佐)

恐縮ですが、その前に1月5日付けの人事異動によりまして、企画課長が換わりましたので御紹介させていただきます。榎本企画課長でございます。

お手元に御用意しております資料につきまして、資料一覧で御確認いただきたいと思ひます。資料一覧に、資料1-1から1-4、それから資料2、資料3、それから資料4-1から4-4までと、あとその他に代表事例としまして3部、それから事前送付資料からの変更内容を掲載させていただいております。お揃いでしょうか。

(太田座長)

それではよろしいでしょうか。議事に入ります。

本日は、平成19年度に新たに実施する事業の事前評価と平成18年度の補助事業の期中及び完了後の評価結果について、各委員から御意見をいただくことにしたいと思ひます。それでは議事次第に従いまして進めたいと思ひます。

まず、議事1、平成19年度事前評価について、事務局より報告願ひます。

(計画課長)

まず、私の方から林野公共事業における平成19年度事前評価について御説明をさせていただきます。資料で申し上げますと、資料1-1から資料1-4まで御説

明させていただきます。

まず始めに資料1-1でございます。林野公共事業の新規採択、事前評価に先だつてその考え方を説明します。事前評価におきましては、従来どおりではございますけれども、林野公共事業における事前評価マニュアルというものがございます。このマニュアルに基づいて、事業の必要性、効率性、有効性を総合的に評価を行っていくということにしております。

また、改めて御説明いたしますが、昨年も御説明したとおり、多段階評価方式の試行的な実施に取り組むということにしているところでございます。項目としては費用対効果分析、チェックリストによる検証、それから多段階評価の試行ということでございます。

事前評価の件数でございますけれども、2ページで別表1のとおり、新規採択の地区数でございます。直轄事業で治山で292箇所、森林整備事業で34箇所、緑資源機構の事業がそれぞれ水源林造成事業と特定中山間保全整備事業というものがございます。それから補助事業で治山事業、森林整備事業とございまして、現時点では合計で2,730というものが新規採択の検討対象という状況になっているところでございます。資料1-2を御覧いただきたいと思ひます。林野公共事業における費用対効果分析ということで、新規採択にあたってまず費用対効果分析をやっているということでございます。皆様方御承知のように費用対効果分析は事業を実施した場合の効果、便益を分子に置きまして、事業に要する経費、さらにはその維持管理のコストというものを分母において、それをそれぞれ現在価値に貨幣化していくというようなことでやっております。そういった計算をしますが、森林整備事業の場合分析の対象期間として、(4)ですけれども、整備をする施設の耐用年数に応じて現在価値化をやるということでございまして、治山事業、森林整備事業それぞれ耐用年数を表のように決めているところでございます。それから社会的割引率は4%で実施しているということでございます。

次のページを御覧いただきたいと思ひます。林野公共事業の主な便益の算定方法ということでございます。ここに便益の項目と書いてございますけれども、水源かん養便益、それから山地保全便益、こういったものが並んでございまして、合計12の項目で整理しております。それぞれの事業で右の方に白い○を打ってございますけれども、事業ごとにこの白い○を打った便益をそれぞれ評価に用いているという状況でございます。具体的な便益の算定方法は次の3頁ですけれども、例えば水源かん養便益ですと洪水防止、流域貯水便益それから水質浄化とこういった分類をいたしまして、できる限り客観的に、こういった手法そのものについては学術会議の答申などといったものを活用させていただいているという状況でございます。この費用対効果分析の計算方法については、従来からやっているということでございまして、具体的には説明を省略させていただきたいと思ひます。

次に資料1-3でございます。林野公共事業におけるチェックリストということでございます。このチェックリスト自体、費用対効果分析だけではなくて、評価事項としてここに書いてございますように、必須事項と優先配慮事項と整理しておりますが、この資料1-3の1頁をご覧いただきたいと思ひますが、この場合は治山事業に全部共通す

るものですが、いわゆる事業目標を達成するための基本的事項について、ここに書いてございますように事業の必要性が明確であることとか、技術的可能性が確実であること、効率性等でございますが、こういった事項につきまして改めてチェックをしているということでございまして、この項目につきましては必ずチェックが付かなければいけないということでやっております。次の頁が優先配慮事項ということで、これは事業ごとに内容がかわっておりますが、事業としての有効性でありますとか、事業の内容や実施体制が相応しいものになっているかという観点で、チェックをさせていただいているという状況でございます。こういったものをそれぞれの事業ごとにつくりまして、新規採択にあたって検討させていただいているという状況でございます。それから、事前にお配りした資料から、緑資源機構の事業の特定中山間保全整備事業のチェックリストを改めて配布させていただいております。

それから資料1-4でございますが、林野公共事業の事前評価における多段階の評価方式の試行ということで御説明させていただきたいと思っております。昨年もこの点について触れさせていただきましたが、新規採択にあたって、より詳細な検討を行うということで、多段階評価方式の導入を検討しているということでございます。この背景でございますが、従来事業ごとに費用対効果分析、それからチェックリストを用いて適切な評価に努めるということをやってきた訳でございますけれども、限られた予算を適切に配分していくということが重要な課題となってきましたので、従来のチェックリストを改善した多段階評価方式の導入というものを検討していきたいということでございます。

次の頁、資料1-4の2頁を御覧いただきたいと思っております。ここに模式図的に書いてございます。従来のチェックリストでございますが、必須事項と優勢配慮事項を分けまして、それぞれの評価項目に該当するかどうか○×でチェックしてきたわけでございますけれども、多段階評価の場合は事業の必要性、効率性、有効性をより明確に確認するという観点で、項目ごとの評価というのをA、B、Cで3段階にランク付けして判定し、より効果の高い地区を採択していこうという考え方でやっているということでございます。3頁以降にそういった具体的に評価項目として事業ごとではございますが、有効性、効率性等の大項目を設けまして、その下にそれぞれの具体的な項目をセットしている訳でございますけれども、ここで御覧いただければお分かりのように判定基準のところはA、B、Cというふうに3段階に分けさせていただいております。

これまでの検討の経緯ですが、2頁の下の方にこれまでの経緯を書いてございます、林野庁の中で検討チームを設けて検討してきたところでございますが、平成18年の5月に国有林の直轄治山事業、それから森林整備事業について試行調査をしております。こういった試行調査の結果を踏まえて、この専門部会において御意見を伺った後で19年度新規地区採択、そういったものにおいて国有林の直轄治山事業、それから森林整備事業そういったものについて試行的に実施をするということで考えているところでございます。さらに申し上げますと、19年度に行う試行というものを踏まえて、平成20年度以降全ての事業において導入できるようにさらに検討を加えていきたいというふうに考え

ているところでございます。私の方から資料1の関係は以上でございます。

(太田座長)

どうもありがとうございました。

ただ今の説明につきまして御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。前半の方は例年どおりに近いということだと思います。後の方は試行を予定しているということですが、どうぞ御質問、御意見をよろしくお願いします。

(田中委員)

気になっている事がありますので教えて下さい。事前評価は非常にいい事だと思います。特に公共事業は法令で義務付けられている訳ですよね。その事前評価をされたことと、だいぶ時も経過しておりますが、事前に先ほど出された例えばB/Cと実際の結果というのは、チェックしていると思いますが、そういう事前評価の評価というのは、どうなっているのでしょうか、というのが1点。

それから最後に御説明になった多段階評価なのですが、この多段階についても、多段階でなかった従来のものと試行でおやりになったものは、まだ結果は出てないのですね。その点の確認です。

(太田座長)

始めの方について説明をお願いします。

(計画課長)

事前評価そのものの評価がどうなっているかということでございますが、実は公共事業全体に渡って評価制度を導入してまだそれほど経っていないというのが現実でして、事前評価を行ったものがもう工事が終わりました、評価の中では事前評価、期中評価、事後評価とやりますが、その事前評価をやった案件が工事が全て終わって、更に例えば事後評価がかかっているとか、そういう事例は林野庁の場合はまだございません。

(田中委員)

橋本内閣の時に公共事業については、国交省がまだ建設省だったのですが、公共事業所管の省で事前に評価していこうよということがあって、期間がだいぶ経っていると思うのですが、この評価法ができたのは2002年の4月ですから、まだ事業が終わっていないということも分かりません。それはそれで完了していないということ。先ほどの期中評価というのはやっているわけだから、事前のそれと、期中のそれとのトータルの評価というのはどうなっているのか教えて下さい。

(計画課長)

私どもとしても、基本的にはこういった評価の仕組みというのは対外的な説明責任の観

点できちんとやっていく必要があるだろうと思っております。当然のことながら、例えば期中評価の段階でもございますが、全ての事業に渡ってやっているかは、特にまだ補助事業はやられていない部分もあろうかと思っておりますけれども、例えば期中評価においてB/Cをきちんと出しなさいと法定化されてはいないのですが、特に関心が高い事業になりましたら、私どもとしましても自主的に期中評価の段階で、あえてB/Cを出して評価にあたっての参考値ということになるかもしれませんが、対外的に公表して第三者委員会の議論をいただいているということをやってきております。ですから私どもとしては、全ての事業に渡ってはまだできていない部分があるかと思っておりますけれども、かなり規模の大きいものでありますとか、関心の高いものでありますとか、そういったものは網羅的になるかもしれませんが、それなりに期中評価の段階でもきちんと適切な対応をとらせていただいているつもりをしております。

（田中委員）

実際にやっていて、事前にやったのとそう差はありませんか。それとも差は出ておりますか。

（計画課長）

それほどの差はないと思っております。

（田中委員）

なぜそんな事を聞いているかというのと、事前評価自体まだ確立された技法とかはないでしょうし、ベネフィットの評価とか難しいですよ。ですから試行錯誤的に行かなければしょうがないと思うんですけれども、これからこの制度を確立していくためにも、事前評価された後、期中なり、事後の評価との差を見て行かれて、なぜ違ったのか、よりの確な評価をして行かれる努力をどういうふうに行っているのかを知りたかったということです。

（計画課長）

例えば期中評価で実際B/Cみたいに出すということもございます、また完了後評価も少しづつではございますが試行的に完了後の評価もやってくるものがあります。ただ完了後の評価というものは、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、そもそも始まる時に、例えばB/Cみたいなものを含めて事前評価をやっていないということもございまして、事後評価の時にはどういった効果が実際に上がったのかという点も含めて検証しております。そういった期中評価なり完了後の評価で具体的に出てきたもの、ないしは第三者委員会の中で御指摘いただいたものについては、それを更に事前評価に私どもとしてはフィードバックしていきたいと考えているところでございまして、例えば事前評価にあたっての費用対効果についても、私どもとしましてもマニュアル化して作業がやりやすいように心掛けておりますけれども、そのマニュアルを少しでも良くなる

よう改正をしてきておりますし、また、今回もこの多段階評価方式とかそういったものを踏まえて私どもとしましても、19年度末にはまた改めてどの位の規模になるかわかりませんが、そういったマニュアルを見直しなどを念頭におきながら作業を進めたいというふうに考えているところでございます。

(太田座長)

どうもありがとうございます。後で議題に完了後評価も出でまいりますけれども、それがスタートした時は事前評価はまだやってない時期ということのようですので、その辺はよろしいでしょうか。

それでは他に御意見ございますでしょうか。それでは、高橋委員。

(高橋委員)

私も田中委員と関連して常々思っているのですが、事前、期中、事後の評価、それはそれなりにやらざるを得ないと思いますが、やはりこういう評価の仕組みを導入してどの程度効果が出ているのかというのを常に検証するような、大臣官房に言わなくてはならないことかもしれませんが、時間が経てば経つほど評価の仕組みが複雑になったり、それにかかる要員数が増えてくる可能性が高いんです。これはどこかでやはり評価に対する費用対効果の考えを常に導入してあるところで線を引かないと、例えばマニュアルが複雑化しますとそれに従事します国家公務員の方もそうですが、地方公務員の方とか、全て下の方まで全部響いてきますので、そういうのも意識をして議論していただければありがたいと思います。

特に、大学の方の組織評価関係の資料を作らせたんですが非常に大変なんです。また、組織評価の外にこういう事業とか、或いは評価アンド評価とか、複雑多義に渡る様な、今まん延しているような感じがしますので、常にそういう意識をもって役所の中でも議論していただければありがたいと思います。これは要望でございます。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございます。そのとおりだと思いますので、評価そのものもどういうふうにやっていくかという評価があるということだろうと思います。

他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(平倉委員)

本当に評価のためにエネルギーを費やして、他の仕事はどうなるのかということもありますけれども、色々お話を伺っていて、そういう評価をこういう形で委員会を開いてされてきたことによって、政策的に例えばマンネリ化から脱出するとか、新しい方向へ目を向け、そちらの方に仕事の流れを変えやすくなった。まあ、それはいいことだけでも、何かお金に換え難い良い点が出ているのかどうかということもお示しいただけるとありがたい。

(太田座長)

同じことと思いますが、今まで何年かやってきた効果がどの辺で出ているのかが分かれば評価委員としてもうれしいということだと思いますが、何かその辺ございませうでしょうか。なかなか難しいかも知れませんが。

(計画課長)

様々な意味でこういった評価を本格的に始めてから4～5年になる訳です。ある意味では我々自身のことになるのかもしれませんが、やはり、色々な評価の仕組によって外向けにきちんと説明できるように少なくとも頭の整理をしなければいけませんし、例えば色々な問題が発生したとしても、きちんとこういうことでこの事業が必要で、この位の規模が妥当なんですと、そういった意味で役所の中でもある程度の事業実施にあたっての共通認識的なものも生まれてきたのではないかと考えております。それまではあえて申し上げますと、事業ごとにそれぞれ担当があり、例えば極端なことを言いますと人によって考え方が違うことがなきにしもあらずだったのではないかなというふうに感じているところがございます。そういった意味で皆それぞれ色々な事業があるにしても事業担当の共通認識というものがだんだん生まれてきたのではないかなというふうに思っているところでございます。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございます。なかなか表現が難しい感じですがけれども、やはり少なくとも緊張感とか色んなところで効果があったのではないかと私も思っております。他にいかがでしょうか。

特に後半の多段階評価方式、これも昨年から説明だけがされてきたんですけれども、いよいよ試行の段階に入る訳ですが、選んで試行する訳ですか、全体的に試行するのですか。

(計画課長)

19年度につきましては、国有林野事業の直轄の部分については全て試行するという事です。

(太田座長)

ということで、多段階方式、俗に言う総合評価方式にかなり近づいてきている評価方法でございますけれども、この辺り何か御質問、御意見ありましたらお願いします。

はい、永石委員。

(永石委員)

多段階方式は要するに今までのチェックリストから、単にA、B、C段階に分けて、更に厳密にしようということでしょうけれども、これができた背景というのは長年検討

されてきたようですが、こういう事業規模箇所というのは全国的にかなり増えてきているのでしょうか。要するに予算があって、採択にあたって非常に難しくなったと。採択する色々な条件を見ていると、そういう面で外部説明も大切ですがけれども、より厳しく採択するという前提があるんでしょうけれども、事業規模箇所数が増えてきているのか。

それからもう1つは、ここにもあったんですけども、地域材の有効利用が1つ出てきましたから、この辺が私も県に居た時にかなり林業の事業で地域間伐材利用とか色々出てきました。例えば林道の雪の柵に使うとか、色々出てきた経緯があったんですけども、こういう国産材利用という形でもっと積極的に入れるような仕組みというのが多段階式で、全体事業の中で可能であればそういうことも優先順位ではおかしいですけども、こういうのを評価していいのではないかという気がするのですがいかがでしょうか。

(太田座長)

私はB/Cだけでは正当な評価はできないという意味で増えてきたというふうに感じている訳ですがいかがでございましょうか。

(計画課長)

そう言った意味でこういった多段階評価は組み込んで行きたいと思っはいますけれども、事業そのものの数という意味でございましょうか。そういったことだと、林野公共事業の場合は、他の公共事業との比較論からすると、どうしても公共事業といひますと予算が背景にあってということがございひます。そういった意味で他の事業と比較してということであえて申し上げさせていただけますと、林野公共事業の場合は要望はかなりあるというふうに認識しております。

予算の実施状況につきましても、直轄の場合は国が直轄予算で付ければできますが、特に補助とかそういった部分になると、都道府県なりが負担しなければならない部分がでて参りますので、そういった意味でどうなっているかというふうに申し上げますと、かなり都道府県からの要望が高いというふうに思っはしております。冒頭、長官が地球温暖化防止対策の観点で、18年度補正と19年度の当初予算あわせて765億円と、これは国費ベースなのですが、従来ベースよりも事業にしますと1,000億円位なのですが、そういった予算が審議中ですが付いております。そういった中で間伐をきちんとやっは行く必要があると思っはしております、ちなみに18年度補正予算で国費で530億ほどその中で手当てされているんですけども、補正予算としても額が大きかったということもあるのですが何とか調整されて実施段階に移っはきているということ御理解いただければと思っはしております。

それから、地域材利用の観点でございひますが、多段階評価の中で項目としても地域材の有効利用ということで入れさせていただひはしております。こういった評価の中におきますと、ここに中項目のレベルで記載させていただひはしております、私どもとしましても、そういったものはきちんと評価できるようにしていきたくと思っはしております。

また、話は後に戻るかもしれませんが、先ほど長官がおっしゃいました「美し

い森林づくりの国民運動」の中でも、関係省庁とも連携して関係閣僚会合を開いていただいたりしているのですが、その中の大きな課題の一つとして、国産材の利用を大きなテーマの一つに掲げさせていただいておまして、関係省庁にも色々な事業の中で国産材を使っただきたいというお願いをしているところでございます。

（太田座長）

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

はい、高橋委員。

（高橋委員）

評価の具体的な話を質問させていただきます。2頁の従来のチェックリストから試行の多段階評価になりましたと、多段階評価表の中でA、B、Cの所に○が付いていますよね。個別にはA、B、C3段階評価ということになりますが、このA4の縮小版の表を見ますと、治山が15項目、森林整備が12項目ありまして、それを指数関数、トータルで評価する訳ですか。具体的にはどういうふうな感じで評価をされて、足きりを設けたりとか、そういうふうなのがありましたら教えてください。

（施工企画調整室長）

多段階評価におきましては、従来の○×方式と違って評価の程度を明らかにするというのが主眼でございます。例えばAのものの方が効果が高いということになる訳ですけれども、ただ項目につきましてはそれぞれ色々な性格がありますので、そのAの数を単純に数えるとか、ポイント化するというのは馴染まないのではないかとということで、今回はA、B、Cの評価を行いまして、AとかBが多いものについては事業の効果が高いというような全体的な評価はできるかと思えます。

もう一つは特定の事業につきまして、例えば緊急性が特に必要だと、例えば人家がありましてそこに災害が発生する可能性があるとか、緊急性の高いものについてはAという項目が付いていればその分については十分に配慮して事業を採択すべきではないかと、そういうような運用の仕方ができるかと思えます。現状ではスコア化したりポイント化しておりませんが、事業採択の際の有効な情報をできるだけ明らかにしたいということで取組む考えでございます。

（高橋委員）

そういうことは、裏返せば申請した地元のそういう状況を鑑みてというのを理解してよろしい訳ですよ。例えば熱意というのもあるでしょうし、地元の災害上の緊急性というのもあるでしょうし、要するに端的に紙だけではなくて、地元とその状況をヒアリングをしたりしながらということも入って関係するのか。

（施工企画調整室長）

現地の状況につきましては、現場を1番熟知している担当者がある程度情報を持っておりますので、そういう情報をできるだけ集めまして、最終的には林野庁の方で判断をするという形になります。

(太田座長)

必ずしも緊急性だけをという訳ではないですね。その場合場合によってどこにポイントを置くかは事業事業によるということでしょうね。ただ総合的なランク付けに数字まで入れて総合評価するまではいっていないという理解でよろしいですね。どうもありがとうございます。

そうしましたら、最初の部分、林野公共事業の新規採択の方法については、費用対効果分析の方法、チェックリストの項目、これらにより、事業の必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行い、採択することは妥当ということでしょうか。

(田中委員)

OKなのですが、だいたい平均して林野の公共事業というのは何年位で終わるんですか。だいたい7, 8年か10年位か。

(計画課長)

例えば林道の関係になりますと、10年ちょっとというのが普通です。治山は面積にもよりますが、例えば大規模な地すべりとかはかなり日数が掛かりますけれども、通常の災害ですと少なくとも数年の中でおさまるようになっていきます。最近は、限度工期を設けてまして基本的には10年ということで行っております。

(田中委員)

今この制度が始まる前から事業が始まり、その後完了した分については、どういう効果があったかということは何もやってないということでしょうか。事後評価をするんですよ。

(計画課長)

事後評価をきちんと毎年行っております。それはこの後で説明するものです。私の言い方がまずかったのかも知れませんが、ちゃんと事前評価をやって、その対象箇所が完了後評価に引っかかっているというものはございませんということです。

(田中委員)

先ほどの説明で分かりました。OKです。

(太田座長)

それもそろそろ時期的には出てくるということですね。また、後半の方の多段階方式

を試行していくということで、今年度から入るとのことですが、これもよろしいでしょうか。

(各委員)

(「了承」の発言あり)

(太田座長)

はい、それでは事務局から提案があったとおりということにさせていただきます。それでは続きまして交付金の実施の仕組等につきまして事務局より報告をお願い致します。

(計画課長)

それでは資料2でございます。私の方から森林づくり交付金の関係を御説明させていただきます。

林野庁の場合は、森林づくり交付金と強い林業・木材産業づくり交付金2つございませうけれども、これは平成17年に地方公共団体向けの補助金を農林水産省の中、全体的に見直して、いわゆる使いやすいいいいますか、地域の裁量性を十分発揮できるようにするという考え方の中でできた交付金でございます。

平成19年度で3年目ということでございますけれども、資料2の3頁を御覧いただければありがたいと思います。森林づくり交付金でございますけれども、事業内容としては例えば林業機械の導入でありますとか、モデル的な間伐、これは新規で19年度から入れるようにしたものでございます。それから、色んな森林・林業に関する知識・技術の普及・啓発に資する各種施設の整備と、それからソフト的なものでございますが、山地防災情報の周知、更には林野火災防止の啓発、こういったハード的なものとソフト的なものことから事業態様としては混在しているといった中身になっているところでございます。

そういったことで、19年度下線を引いているところでございますが、未整備森林対策として所有者に代わって都道府県等が事業主体になって、低コストで効率的な間伐をやっていく様なモデル的な取組を新規で事業化したというところでございます。

それから、事業内容のところでも米印をしてございますが、農山漁村と都市の地域間交流、農山漁村における定住等を促進することを目的とするものということで、例えば山村振興地域の中で色々な交流施設を造るとかそういったものがあつた訳でございますけれども、そういったものについては、林野庁予算計上ではなくて、他の農業でありますとか、水産でありますとか、そういった予算と束ねて、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金ということで全体で340億円でございますけれども、そういったものが官房で計上されるということになっております。

資料2の1頁の真ん中辺のパラグラフでございますが、平成19年度に、農、林、水の縦割りなく施設の整備等の各種取組を総合的に支援するという観点で、「農産漁村活性化プロジェクト支援交付金」に移行すると、この交付金は「農山漁村の活性化のための

定住等及び地域間交流の促進に関する法律」に基づいて支援する新たな仕組みということにしておりまして、昨年の森林づくり交付金の中からはこういった林野庁の中のそういった部分を抜けて、官房の方に計上されているという状況になっております。

それから、森林づくり交付金の計画認定・実施の仕組みでございますが、基本的には都道府県単位で1本の計画で申請していただきまして、その計画の中に政策目標とか実施主体、事業内容等を記載していただくと。そういった申請された計画の中身を見て国から県への交付額を算定させていただくということにしております。配分にあたりましては、各種ポイントを便宜的に偏差値に置き換えてやるものがございますけれども、そういったやり方、或いはソフト事業につきましては予算額の半分は要望額に応じてやるものであります。残りの予算額についてはチェックリストを作りましてそのポイント数によって配分しているという考え方です。ただその配分の考え方については、都道府県の方に配分基準を明示して実施しているということでございます。森林づくり交付金といういわゆる交付金でございますので、国から都道府県へは交付金額1本で交付しまして、県の中で自主性なり優先順位をそれぞれ判断していただいて、弾力的に事業実施をお願いしているという状況でございます。私の方からは以上でございます。

(経営課長)

引き続き資料3を御覧いただければと思います。同じように交付金の仕組みですが、昔、林業構造改善事業と言っていた事業を御承知のように、平成17年度から交付金に換えております。資料は19年度の採択にあたって重点の置き方の変更点を中心に御説明させていただきたいと思っております。資料3の1頁のところに、そもそもこの強い林業・木材産業づくり交付金がこういった対象に出ているかということで、先ほどの森林づくり交付金と比べますと林業・木材産業の振興という観点からの支援措置でございます。1頁の真ん中辺りに19年度より、ということでメニューを拡充追加した部分を書いてありますが、実は内容が3点ほどありまして、一つが最初の行にある集成材、木質ボードとありますが、従来低利用だった曲り材とか端材の様なもの、これを積極的に使って行くそういう施設への重点支援が1つです。

それから2つ目は2行目の1番最後のところになりますが、低コスト作業路網或いは高性能林業機械といった低コスト生産、こういう低コストで川上で施業をして、国産材をまとめて供給できるようにしようというものです。それから3つ目にはバイオマスの利用の促進、この3点を19年度の予算の重点事項として拡充をしましたので配分に当たってもそれを反映したものにするというのがポイントになっております。この頁の1番最後のところに「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」のことが書いてありますが、これは先ほど計画課長から申し上げたのと同じことで一部をこういうものに移し替えております。

次に2頁になりますが、仕組みについては、従来と変えておりません。都道府県にプログラムというのを作ってもらってそこで数値目標を掲げてもらうと、それに達成する度合いが高いものから手厚く配分が行くようにと、そういう設計にしております。(2)の算

定配分のところでポイント付けを行うと書いてありますが、そのポイント付けの時に①
或いは②のところで基本ポイント、政策ポイントという言葉がでてきますが、全体的な
数値目標を掲げてもらってそれで評価する部分とそれから各整備する施設ごとの整備目
標、それで評価する部分とその2つに中身として分かれております。具体的に先ほ
ど言いました3つの点との関係で、どういう変更をしているかということですが、6頁
を御覧いただきたいと思えます。横長の資料に色々書いてありますが、今回、「森林・
林業基本計画」を見直した結果、1つ重点政策、そして林業分野ではこの木材安定供給
体制の整備と、都道府県のプログラムもこの国の基本計画に即して見直してもらって
いるのですが、何をするかというと、例えば「集約化と原木の安定供給のための方針」、
それからその右に「原木の利用に係る施設整備の方針」、その右に「低コスト生産体系
の整備のための方針」とありますが、特にこの木材安定供給のためには1番左の川上で
所有者がばらけた土地をまとめて集約化して低コスト化する、安定供給するとそうい
うことにつながる目標というものを新たに配分の要素として盛り込んでいるというこ
とです。

それが具体的に何かというと、7頁を御覧いただきますと「ポイントのガイドライン」
ということで、アンダーラインが引いてあるところが19年度から見直す部分ですが、今
の木材安定供給という意味では7頁の真ん中の欄にありますように、その担い手となる
人がどれだけ素材生産を増やすことができるのかと、或いはそういう担い手となる人が
どれだけ増加させられるのか、もう一つは集約化のための森林組合なんか長期に所有
者から施業の受委託を受けると、その面積をどれだけ増やせるかと、こういう定量的な
指標で低コストで国産材を安定的にどれだけ出せるかというのを評価してそのポイント
が高いものから優先配分しようと、1つ目についてはそういうことです。9頁の真ん
中の欄の四つ〇がありますけれども、1番下に「木質バイオマス利用量の増加量」と、
これは先ほど言いましたように事業のメニューとしてバイオマスの関係を拡充しており
ます。県に配分するにあたっての指標としてバイオマス利用量というのをどれだけ余計
使うのかというのを新たに評価項目として入れております。

それから最後に10頁以下が基本ポイントと政策ポイントとの分かれでは政策ポイント
という細かい方になるのですが、12頁の上の方に「木材の新しい総合利用システムモ
デル整備」という項目を1つ加えております。これは先ほど言いましたB材とかC材、そ
ういう従来十分利用されていなかったものを利用する施設での利用量をどれ位増やすか
というのを個別で目標に入れて、これも都道府県への配分にあたって反映させていこう
と、そういうことで政策の方向とこの交付金の配分がリンクするように見直しをして
いるということでございます。説明は以上です。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございます。ただ今の説明は、2つの交付金、森林づくり交
付金及び強い林業・木材産業づくり交付金の計画認定・実施の仕組等ですけれども御質
問、御意見がございましたらお願いいたします。交付金に係る審査にあたってのポイン

トの配分方法等ですけれども。はい、田中委員どうぞ。

(田中委員)

交付金は非常によいと思いますが、強い林業・木材産業づくり交付金は前はどのような形でしたか。

(経営課長)

平成16年度までは「林業構造改善事業」ということで、1地区、1地区国が対処して参りました。

(田中委員)

17年度から交付金になって実感としてだいぶ効果が違いますか。

(経営課長)

仕組上3年経ったら報告をなささいということになっておりますので、現時点では具体的なものはまだこれからです。

(田中委員)

どんな実感かということですが。

(経営課長)

私自身8月から来まして、国が1個1個ということではなくて、国任せでということではなくて目標を県に決めさせる部分が出てきますので、県の方の問題意識とか責任感とかいうのが高まっているのではないかと思います。御指摘の県に作らせた目標に比べてどれだけ達成しているのかというのは今後の結果を見たいと思っております。

(太田座長)

計画課長何か。

(計画課長)

この交付金の基本的な考え方というのは、国の関与のあり方が入り口重視から出口重視というふうになっている訳でして、交付金を都道府県に交付をして、少なくとも今までよりかなり自由裁量をもってやれると、当然メニューの範囲はある訳ですけれども、今の段階では都道府県の方は少なくとも使い勝手がよいと評価していただいているのではないかと思います。ただし私達がちゃんとチェックしなければならないのは、そのお金を使ってきちんとした成果が上がったんでしょうかということを確認させていただくということになりますので、それはこれからという段階だろうと思っております。

(田中委員)

県によると、任されて戸惑っているところもあるやに聞いたことがあので、その辺の心配はないですか。

(計画課長)

県によってかなり違うと思います。ただ熱意を持ってやる気のある県というのはこれを使ってきちんとやれるし、それなりの能力も加速度的に高まって行くだろうと思っております。

(田中委員)

県は責任を持つことになり、県としてのイニシアティブが発揮できますから非常にいい制度だと私は思います。ただそれだけに結果が知りたいです。

(太田座長)

はい、そのとおりだろうと思いますが。はい、次に高橋委員。

(高橋委員)

私が聞いていた範囲では、非常にある程度前向きに捉えています。ただ、今先生が言ったとおり、これから都道府県の自主性、主体性の発揮のしどころで差別化されるのではないかと思います。格差がついている可能性がある。その辺地元の県はどう考えるかが重要だと思う。それはいい格差なのか、森林全体の行政から行くとちょっと不透明なところがある。それは、また別の時点で議論する必要があると思いますが、この評価シートを見て、今回という話しではないのですが、そういう格差というか、やる気をくみ取れるような項目を少し将来的に考えた方がよいのではないかと思います。特に2番の地域特性の重視ということで、公聴会とか意見の吸い上げしか書いていないが、これはまた他に色々なインセンティブをどの程度持っているか、或いは地域的にもエネルギーに政策を推進したいと思っているのか、そういう勢いとかが入っていても良いかと思う。

(計画課長)

その辺は、始まってから2年経って、これから3年目ということで、今のところ都道府県の方から、例えばこういった配分の基準の考え方をどうして欲しいということは具体的にはこれからなのですが、私達としても出口の評価をしなければなりませんので、どういった基準がよいのか、また検討させていただきたいと思います。

(太田座長)

実施環境の中にそういうやる気みたいな項が入ればという、努めていけばそういうことなのかもしれませんけれども。他にございますでしょうか。

(永石委員)

最初の「森林づくり交付金」の特にハードメニューの都市と山村の交流施設は、縦割りをなくして、農、林、水の縦割りをなく総合的に支援するプロジェクトをやると。これ逆に言うと県がこの体制をとれないと、むしろ先ほど高橋委員から出たような、県の取組の格差が出てくるだろうという気がします。特に、国土交通省の国土形成法に基づいた中山間地のあり方、活性化というのは重点においてますよね。だからこれらのこういう交流拠点というのは非常に重要な中山間地の組長さんの意識なり云々というのが非常に影響してくるのだろうと感じます。それは直接には県の指導ということに繋がりますので、品目横断では中山間を救えないだろうと個人的には思っています。そういうことを何か活性化しないと中山間の集落のうち、国土交通省では2,600何個かは限界集落になっていると言っている。国土のランドデザインを描くのが農林水産省ということで、前の佐藤栄佐久さんが言っていました。私もそう思っていましたので、そういう観点からすれば、地方分権的なものが十分に育っていないものもありますので、そういう指導が必要だろうと思いますのでよろしくお願ひしたい。

(計画課長)

私どもとしましても、こういった新しいプロジェクト支援交付金については、例えば山振連盟でありますとか、そういったチャンネルを使って色々とお話しをさせていただいているところです。1つはこういうふうにもとめたのですけれども、例えば事務手続きを一本化するとか、そういうことはやっておりませんが、農業なら農業、林業なら林業、どのチャンネルでもアプローチしていただければ、直ちに情報を集めて事業実施に向けて検討いたしますという体制を組んでおります。もう1つはこの交付金の1番の売りといっっては何ですが、従来は、都道府県を必ず経由して、例えば県が何がしかのケアをして行くというのが大前提であったのですが、今回の交付金は極端な言い方をしますと国が直接例えば市町村にやるとか仕組としてはOKになっておりますので、そういった意味では使い勝手は従来よりよくなるのではないかと考えております。

(太田座長)

よろしいでしょうか。それでは特に2つの交付金に係る審査にあたっての基本的な考え方ということで、提案のとおりでよろしいでしょうか。

(各委員)

(「了承」の声あり)

(太田座長)

それではそういうふうにさせていただきます。

それでは、次の議事に入りたいと思います。議事2、平成18年度の補助事業の期中及

び完了後の評価結果について御意見をいただくことと致します。事務局より説明お願いいたします。

(計画課長)

私の方からは、資料4-1でございます。平成18年度期中の評価及び完了後の評価結果について御説明させていただきます。

まず、期中の評価でございますが、対象となる事業でございますが、新規事業として採択した後10年を経過して継続中、又は直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過したもののいずれかが対象となった場合は、期中の評価を実施しているという事でございます。平成18年度では、治山の関係で補助事業を7箇所実施しております。評価の視点と致しましては、要因の変化でありますとか、社会情勢の変化、それから事業の進捗状況等につきまして点検して、事業の必要性、効率性、有効性の観点から評価を行っていることでございます。結果として、継続という方針になっているところでございます。

次に完了後の評価でございます。評価対象となっておりますのは、事業完了後おおむね5年を経過した事業地区を対象として完了後の評価を実施しております。評価の視点としましては、期中の評価とほぼ同じ視点で行っているところでございます。

治山事業、森林整備事業、それぞれ評価結果がございますので、担当課長の方から御説明させていただきたいと思っております。

(治山課長)

治山課長でございます。お手元の資料4-2を御覧ください。平成18年度民有林補助治山事業における期中の評価結果について御説明致します。それと、資料4-3の完了後の評価結果につきましてもあわせて説明させていただきます。

1頁めくっていただきますと、期中の評価結果一覧がございますが、治山事業は山地治山、防災林整備、水源地域整備、地すべり防止の4つに分けてございますが、先ほど計画課長からの説明にありましたように、今回7地区が期中の評価対象となっております。山地治山が1地区、防災林整備が1地区、水源地域整備が1地区、地すべり防止が4地区でございます。

もう1頁開いていただきますと、ここに集計表を載せてございます。7地区ございませぬけれども、1番上の富山県の地すべりについては、ちょうどスタートしてから10年、2つ目の岐阜県、3つ目の兵庫県につきましても10年、島根県の地すべり防止については15年、次の島根県の地すべりについては20年経過してございます。6番目、7番目については、10年目になったということで対象になっております。

具体的な評価結果につきましては別冊でお配りしております代表事例を御覧いただきたいと思っております。今の7つのうちから代表的なものを2つ抽出致しました。1つ目は、今回の評価対象として地すべり防止の数が多いものですから、それを代表致しまして富山県の東中江地区、それからもう1つは、流域的な保全をしている復旧治山のうち岐阜

県の前山地区について御説明させていただきます。

1つ目の地区ですが、この地域は富山県にございまて、現在は合併しまして南砺市となっておりまて、旧平村というところにございまて。富山県というの、全国的にみても非常に地すべりの多い地域にございまて、当地区もそのようなところの1つにございまて。ここは、地すべりのブロックの上に、保全対象となっておりまて人家や道路にございまて、事業の必要性の高い箇所にございまて。この地区につきまては、過去にも地すべりの兆候にございまて、地すべり対策を実施してまいりまて。一時地すべりの動きは沈静化をしたわけにございまてすけれども、平成7年に再び人家の基礎のところクラックが発生するなど地すべりが再活動したという状況にございまて。地元の強い要望にございまて平成8年から富山県が地すべり防止工事を実施しておりまて、集水井工、集排水ボーリング等を実施しておりまて。対策工法としまては、地すべり活動の誘因となりまて地すべり面付近の地下水を抜くということを中心にしまて、地すべり活動を沈静化させるという工法をとってございまて。これらの工法の効果を確認しながら工事を進めるということ、かなり期間がかかっておりまてすけれども、評価の結果としまては保全対象との関係から地すべり防止対策が求められておりまてすので、必要性が認められるということにございまて。それから、費用対効果分析の結果は、2.96ということにございまて。これまでの対策の効果によりまて、地すべり活動が抑制されてきてるということ、今後の施工箇所につきまて、有効性が認められるという判断をしてございまて。

次に2枚ほどめくっていただきますと、岐阜県の前山地区の評価にございまて。ここは、岐阜県の南東にございまて中津川市というところにございまて、一級河川の中津川に流入する正ヶ根谷の上流に位置しておりまて。事業区域の近くにございまて恵那山の影響もございまて、非常に雨の多い地域でありまて。それから地質的にも恵那山断層の活動によりまて、極めて脆弱な地域にございまて。そういうことで、区域内に多数の崩壊地にございまて、土砂の流出が激しい状況です。その結果、中津川市街が洪水の危険にさらされる。このため、地元の要望もありまて、平成8年から県が復旧治山事業を実施しておりまて。平成12年に豪雨災害にみまわれまて、新しい崩壊ができたということ、計画を変更し、かなり期間がかかってるということにございまて。

評価結果にございまてすけれども、荒廃状況、保全対象との関係から、復旧整備が求められてるところでありまて、必要性が認められると判断しておりまて。費用対効果分析につきまては1を上回るということにございまてすし、現地の発生材も使いながら工事を進めるという工夫もしておりまてすので効率性が認められる。それから、施工済みの箇所につきまては森林復旧、それから溪流の安定化というものが認められておりまてすので、今後の予定箇所につきまては有効性が認められるのではないかと、継続という判断をしておりまて。次の頁に空中写真をつけてございまてすが、対象箇所は赤く囲んでおりまて。今は、大変緑が多くなっておりまて。次の頁をめくっていただくと、下の方に平成8年の状況、それから10年後の平成18年の状況を載せてありまて。白い部分が半分減ってきた。つまり治山事業によりまて、森林が回復している状況で

す。他の5件につきましても、個表をご覧いただければ、B/Cについても1を上回っておりますし、有効性、必要性もあるということで継続という判断をさせていただきます。

次に資料4-3を御覧ください。資料本体の1頁でございますけれども、民有林補助治山事業における完了後の評価結果一覧ということでございまして、今回、評価の対象としておりますのが12でございます。山地治山が2、防災林整備が3、水源地域整備が6、地すべり防止が1となっております。次の頁に評価結果の一覧表がございます。今回は、このうち2つをピックアップさせていただきまして、御説明させていただきます。整理番号3の地域防災対策総合治山と、整理番号10の水源地域総合整備事業の2つについて、別冊の代表事例により御説明させていただきます。

表紙をめくっていただきますと、完了後の評価の個表がございます。群馬県の南牧村の大塩沢地区というところでございますが、ここは、南牧川の左岸に位置し、地形が急峻で、人家裏の岩が露出したところが、風化が進んでおりまして、過去に落石が人家に飛び込むという被害が発生しております。また、溪流には不安定土砂がたまっておりまして、集中豪雨によって、土石流化する恐れがあり、地元から事業実施の要望がありました。このことから、群馬県が平成6年度から平成8年度まで、当時は、地域生活基盤整備総合治山事業で実施しまして、平成9年度から事業名が変わりまして、地域防災対策総合治山事業により、平成12年度まで事業を実施してございます。主に、落石対策工、不安定土砂の固定であります谷止工の施工をしております。事業の具体的な効果と致しましては、次の頁の上段に示してございますように、荒廃溪流に谷止工を設置することで、溪流の不安定土砂の固定が図られているということでございます。写真の頁の2つ目、施工前、施工後となっておりますが、かなり植生が回復し、溪流が安定している状態が分かるかと思えます。真ん中の写真は、岩石が露出して風化して落石の危険があるということで、ロープネットで固定しております。さらに、落石防止工を設置しまして植栽をしております。右の写真のとおり、落石防止工自体が、緑により隠れており、安定しているといった状況でございます。その後、豪雨が何度かございましたが、落石被害の発生がなかったということで、効果が発揮されているのではないかと判断をしております。今後の課題と致しましては、急峻な地形でございますので、荒廃の危険が高い地域でございます。今後も、施設の点検ですとか、適切な森林管理というものを続けて行く必要があるのではないかと考えております。

もう一箇所の完了後の評価でございますが、頁をめくっていただきます。鳥取県の天神川地区でございます。ここは、水源森林総合整備事業を実施してございまして、完了後、5年が経過したということでございます。この地区は、鳥取県の中部を流れます天神川の上部に位置してございまして、倉吉市、三朝町にまたがる広大な地域でございます。現在、関金町につきましては、倉吉市に合併してございます。ほとんどが、三朝町管内ということでございます。この地域の集落の方々にとって重要な水源でございます簡易水道の取水源が、この地区の中に12箇所ございまして、下流域におきましては工業団地、住宅造成が進んでおりましたので、水資源の確保が重要な課題でございました。平成3年から平成12年までの10年間かけまして、鳥取県が水源森林総合整備事業に

よりまして、森林整備を総合的に実施する。あわせまして、荒廃溪流の抑制を行いまして、面的な水土保持機能の向上を図ってまいりました。具体的な工法といたしましては、荒廃溪流に谷止工を設置する。2枚目の写真の頁の上にございます、谷止工を設置してございます。それから森林の下層に植栽を行いまして複層林化をしたり、本数調整伐を実施したりするということで、健全な森林に誘導して、水土保持機能の向上が図られたということでございます。こうすることで、必要性、効率性、有効性が認められると判断してございます。今後につきましては、この地区の水土保持機能を面的に発揮させるということで、適切な森林管理が必要であると考えております。その他の地区につきましても、個表により示しましたとおり、必要性、効率性、有効性が認められるという判断をさせていただいているということでございます。以上です。

(整備課長)

続きまして、森林整備事業における完了後の評価結果について御説明をさせていただきます。まず、資料4-4を御覧いただきたいと思ひます。1頁おめくりいただきますと、概要ということで森林整備事業の実施地区数52箇所ありまして、森林環境保全整備事業、森林居住環境整備事業などと分かれてございます。森林整備事業は、小さな事業もございますけれども、一定のまとまりのあるものを、こういった個別の評価単位にしていくということでございます。林道の事業は、比較的大きな規模になる場合ございます。それから森林整備については、地区ものといったものが対象になってございます。それぞれ個表をつけてございますけれども、代表事例ということで、この頁を見ていただきますと、2の事業内容で野生鳥獣共存の森整備事業という事業が2つ目にございますが、森林に被害を与える野生鳥獣の生息地域において、広葉樹林等の造成や林床環境の改善、森林の機能保全のための施設整備等を行う事業、こういった事業で地域がまとまって採択、実施完了した箇所ございますけれども、これについて代表事例を1つ、それから、広域基幹林道開設事業ございますが、林道整備の関係で、広域な森林地域の整備・管理を行う骨格的な林道、利用区域森林面積が1,000ha以上のものございますが、それを整備する事業ということで、岩手県の事例というものを代表事例として御説明をさせていただきますと思ひます。

資料4-4の代表事例と書いた別冊ございます。まず、野生鳥獣共存の森整備事業で、場所は長崎県の対馬市ございます。事業実施主体に対馬市、対馬林業公社等、これは市が島内における各種森林整備事業を束ねて計画を立てて進め、それにそれぞれの実施主体が参加し、平成8年から12年までの5年間実施しまして、完了後、5年を経過したということございます。事業の概要・目的の欄ございますが、対馬では、ツシマジカによる被害が多発しておりまして、その被害の防止をしながら、シカ防止ネットの整備、それから多様な森林を整備するということで、広葉樹林の造成ですとか、作業道の整備を実施致しました。事業内容は、植え付け、更新の改良、それから下刈、間伐、作業道を付けて防鹿ネットをつけるといった内容ございます。次の頁ございますが、島全域にわたって、それぞれの箇所で必要な森林整備を行うということござい

まして、島全体にシカがいて、被害を発生すると、同時にヤマネコもおりまして大切にされているということでございますが、次の頁の写真を見ていただきますと、平面図1と書いた島のやや北部の方の下刈の様子でございますけれども、防鹿ネットを設置して、その中で、樹林の育成をはかることを行っております。次の写真は、島の南部の方でございますけれども、天然性林の中で、コナラ、アベマキといったものを選択的に育成をする。これは、しいたけの原木となりますが、同時にドングリも沢山とれるということで、それをネズミが食べ、ネズミがヤマネコの餌になる。島内でも、ヤマネコがいるので、ドングリの林を増やそうという話があるわけでございます。それから、次の頁でございますけれども、ヒノキの造林地もでございます。こういったものを適切に管理していくための間伐、そのための作業路を整備し、多様な森林整備ということで、計画をたてて5年間取り組もうということで、市が中心になって計画をたて、関係者事業者が取り組んだということでございます。最初の個表に戻っていただきますと、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化では、採択時には、事業評価分析を行っておりませんので、比較ではなくあらためてやってみるということでございますが、総費用約15億円に対して、総便益77億円、公益的な機能が多く計算できるわけでございますが、費用対効果分析結果が5ということでございます。それから、事業効果の発現状況につきましては、ヒノキ等の成長は良好でございますし、シカのネットの設置によって被害も抑制されている。また、コナラ、アベマキの林も育成されております。これまでの事業成果としても森林は、森林組合等によって、きちんと管理されているということでございます。だんだん、これから人工林が主伐期に達しております。今後、さらに作業道の整備ですとか、林業機械の利用も期待されておりますし、また、野生鳥獣との共存、ヤマネコといった固有種を大切にしたい森林整備に対して、地域の意欲も関心も高まるということで、期待が大きいということでございます。そういった中で、評価でございますけれども、必要性につきましては、現在でもツシマジカによる林木被害は発生しております。そういったものを防止をしながら野生鳥獣との共存を目指した多様な森林の整備に関心が高いということで、こういった事業の必要性は今でも高く、更に、効率性につきましては、費用対効果分析をしますと5でございますし、効率性が認められるということで、整備された森林がきちっと生育しているということでございます。ですから、評価結果としましては、成果があった事業であると考えております。

2つ目の事例でございますが、広域基幹林道開設事業、岩手県の宮古市、川井村にまたがります三ツ石線でございます。位置は、次の頁を見て頂きますと、盛岡から海岸の方に進んだところでございます。大森山深いところでもありますけれども、カラマツ、アカマツの林業なども行われているというところでございます。この事業実施期間は、昭和57年から平成12年の19年間かかりましたけれども、完了後、5年を経過したということでございます。この林道の利用区域の面積は、2,254haでございます。アカマツ、カラマツ、スギの人工林が34%、9齢級以上が95%、工事を開始した頃は、5齢級以下が、こういった割合であったわけですが、そういった保育対象の森林を、保育しながら整備を進めていったわけでございます。この地域は、路網が貧弱で、機械を入

れ効率的な作業を行うことについて、大変な支障になっていたということでございまして、開設延長12.7km、車道幅員が3mということで整備を致しました。図面を見ていただきますと、この黒い線が宮古市の三ツ石から川井村の繋というところまで12.7kmございます。ここにお示ししましたのは、これから10年間、この林道を使って施業がどの程度見込まれるかというものの図面でございます。緑で塗ったところが除間伐、赤いところが主伐で、これは大変大きいのですが、県営林の契約地でございます。伐採を近々迎えるということで、伐採方法、植栽方法、現在、協議中でございます。択伐にして広葉樹にしていくのか、もしくは植栽するのか、そのへんについて相談をしているところでございます。また、主伐を予定し、植栽が決まっているところもでございます。だいたい2,200haのうち人工林が800ha弱あるわけでございますが、その中で、ここ10年くらいの間にこの路網を活用した施業が延べで500ha超えますし、区域でも400haを超えるということで、これからも活用される。これまでもこの路網を使った活用がされている。また、こちらから出た木材も、左にある写真のウッディかわいという集成材工場が書いてございますが、村の第三セクターの工場でございますが、地元のカラマツの間伐材などを活かして、効率的な加工販売に努めており、非常に増えているということでございます。このように路網が整備され、これからも使用されることが見込まれる。個表の方に戻っていただきまして、費用対効果分析、これも当初行っていないわけでございますが、現時点で行いますと、総費用が50億円に対して、便益が87億円で1.73という結果になってございます。道が整備されましたことにより、平均到達距離が短縮されましたし、森林整備も進んでいるということでございます。林道自体は、川井村と宮古市との間で管理規定に基づき管理をされている。また、一般交通を目的とした道ではございませんけれども、山菜採りや溪流釣りといった人達も利用している。地元の木材産業関係の人達も利用している。そういったことで、評価の結果として、必要性、森林整備を効率的に行うための基盤となる路網整備が求められていた地域であって必要性があったと、また、それが活かされていたということでございます。効率性、費用対効果分析の結果、費用以上の効果が得られているということ、それから、有効性、個々の利用状況からみて有効性が認められるということでございます。他の代表事例以外の50件につきましても、個表のとおり、概ね、同様の評価をさせていただいております。以上でございます。

(太田座長)

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたら、お伺いいたします。よろしくお願い致します。

何か質問等がございますでしょうか。あまりにも、説明がスムーズで、関心している間に終わってしまったという感じだろうとおもいますが。

(永石委員)

ここで、説明いただいた評価というものが、ちゃんと出ているという判断基準、全国

的に見てそうなのか。

(太田座長)

他のところも、同じということでしょうが、どういうケースをピックアップして説明されたのかという点を、もう少し言っていたきたいという御質問かと思いますがいかがでしょうか。

(治山課長)

治山事業で御説明致しますと、期中の評価7件ございますが、地すべりがそのうち4件ございましたので、そのうちのどれかということなのですが、B/Cをみたときに、平均的なB/Cが出てきているところということで1件抽出させていただいているということと、もう1つは、流域的な対策を講じているということで、復旧治山を選んでいるということでございます。完了後の評価につきましても、1つは、水源地域整備というのが、今回、多く実施している事業ということで、その中から平均的な鳥取県を選び、もう1つにつきましては、事業別、地域別、網羅的に説明をさせていただくのが望ましいということで、網羅的に実施されております地域防災対策という地域ものを選択したということでございます。

(田中委員)

例えば、天神川地区などは、終わってから6年ということなのですが、このB/Cは、今の時点のものですよね。昔も、予算要求したり、判断されるときに何らかの判定基準があったかと思うのですが、平成3年頃は費用対効果というものを実施していなかったのでしょうか？

(治山課長)

平成3年ころはまだ、実施しておりませんでした。

(田中委員)

では、どういった判断基準で当時は実施する事業を選択していたのかということなのですが、つまり、知りたいのは、当時、こんなに効果があったのか、またここまでは効果がないと思っていたのか、そのあたりを知りたいと思ったのですが。

(治山課長)

もちろん、定性的な見方をしていたかと思うのですが。

(田中委員)

そうではなく、当時も、事業を実施したいというところがかかなりあったはずで、その中から、なんらかの優先順位を付けて選んでいたはず。やみくもに政治力が強いところ

に事業を付けていたということではないはず。ですから、何らかの基準を設けていたはずですが、当時の記録がないのか。昔の評価と、今の評価を比べてみていろいろな示唆がえられるかもしれないと思ったのですが。昔は、かなり競争して各都道府県が手をあげたと思うのですが。始める時に、何か記録があるかと思うのですが。

(治山課長)

平成3年のころは、既にはないんです。

(田中委員)

事業を採択して、終わるまでは、後学のためにも関係書類をおいておいた方がいいですよ。ないのであれば、しかたないのですが。

(治山課長)

御指摘の様に、最初の時の判断と結果の状況を比較することは、その事業を採択したことが、本当によかったかどうかを検証できますので、先ほどから御指摘をいただいているとおりでと思いますので、平成12年からB/Cがスタートしておりますので、今回出ている治山事業といいますのは、比較的規模が大きくて期間が長いものが多いのですが、治山事業の場合、工期が短いものが多いものですから、早期に、事前評価から完了後の評価といったものが出てくるとと思いますので、また比べながら分析していきたいと思っております。

(太田座長)

資料の保管期間について、期中の評価とか完了後の評価のことを考えると現行規程と変わってくるということでしょうが、書類の保管期間と整合していないところがあるようです。

(高橋委員)

企業の場合は、ISOの認証資格として、不適合に該当します。といいますのは、それなりの品質を保持するということで、プロジェクト或いは製品毎に、最初の時の経緯を記した書類から終わった後も保管義務がある。ISO規格からいうと、文書管理規定が不備だという指摘を受ける可能性もある。これについては、何か考えていただければと思います。

あと、2点確認させて下さい。初歩的な質問ですが、本数調整伐という言葉を使っているが、間伐とは違うのかというのが1点、それから、説明の中でロープネット固定というものがありますが、単純にロープネット固定だけで落石防止が可能なのか、アンカー固定など一切していないのか。

(治山課長)

本数調整伐は、端的に言えば、間伐と同様の作業でございますが、治山事業の場合は

林業経営上の間伐ではなくて、森林の公益的機能を発揮させるための物理的伐採、ようするに林業経営上の行為ではないという意味で、使い分けて本数調整伐という言葉を使っているということでございます。

（高橋委員）

一般の国民、代議士、県議会議員は、本数調整伐も間伐という意識ですよ。なぜ、このようなことを言うかということ、各県で森林環境税の議論が盛んで、相当な勢いで制度化される見通しなのですが、間伐という表現でずっときているのです。小学生や中学生に対してもです。間伐を行うことによって林が健全になって多面的機能が発揮されますということも含めて指導してきていますし、この前、国会を見ていまして、間伐という表現が普及しています。この辺を調整していただくなり、もし本数調整伐という表現が適切であれば、それをもっと上にアピールすることが必要ではないかと思います。同じであれば、私は統一した方がいいかと思います。

（太田座長）

これについては、前々から出てきておりまして、伐採した木を売るか売らないか、色々あるようですが、本数調整伐でも使えるものであれば売らなくてはいけなんでしょうし、その辺をどうするのかということなのですが。

（治山課長）

本数調整伐は、治山事業の中で行われるものですが、実質的には、都道府県の議論の中で、森林環境税を設けて対象間伐というものにしたときには、こういったものを全部ひっくるめて事業対象にさせていただいていると考えておりますので、その辺は、間伐という御理解でよろしいかと思います。あと、ここから切ったものを搬出することについても、治山事業としては、搬出までは補助の対象とはしておりませんが、結果として、そこから自力で搬出して利用するということはあるのではないかと考えております。

それから、もう一つ、ロープネットですが、アンカー工については、同時並行的に実施しておりません。当然、ロープネットの周辺は固定しております。中央部でのアンカー工はないということです。

（高橋委員）

落石の発生源は、浮石なのですか。それとも、ささっている状態なのですか。

（治山課長）

ささっている状態です。

(高橋委員)

だからネットだけでいいということですね。

(太田座長)

場所によっては可能ですね。土がかぶってきたということもあるでしょうし。

他に御意見はございますでしょうか。全体の感想でもかまいません。

(金井委員)

19年度は、国民に関わる分野が積極的に進められていくという感じがしました。特に、先ほど長官のお話しにもありましたように、「美しい森林づくり推進国民運動」のために政府一体となって協力して成果を上げていくとか、自治体、民間、国民が役割を果たしていかなくてはならないということ。それから、地球温暖化対策が大きな要素になっていくと思うのですが、その時に、評価項目の中に取り入れて行く場合、どう結びつけて反映させていくのかということをお教えいただければと思います。

(太田座長)

御質問のようですので、お答えいただけますでしょうか。

(計画課長)

事前評価についても期中の評価あるいは完了後の評価についても、基本的には硬直的なのかもしれませんが、評価のマニュアルをつくりまして、それを公表し、そのマニュアルに従って評価をするということをしておりまして、こういった事業の評価につきましても、政策を事業評価の中で、どう反映させるのか、例えばB/Cまたはチェックリストの中で、どう評価させるのかというのは、たしかに問題にはなろうかと思っております。ただ、その辺は、全体の政策の整合性の中で、吸収できる部分はあるのかなと思っております。それと、事業評価だけではなく、政策全般についてアウトカム目標をもって評価していくという、もう一つのツールもございますので、そういった中で、色々な事業が、できるだけ成果があがるような方向で、私どもとしましても、もっていただければいいと思っております。

(太田座長)

平倉委員、何かご感想ございますか。

(平倉委員)

質問の1つは、治山の事業がいろいろあったのですが、これらは、何かが起こる前の予防的な措置なのか、或いは起こってしまった後の治療なのかということが、1つ1つの項目に表現していただけないかと思っております。といいますのは、予防することと治療とではどれ位の費用の違いがあるのか。起こる前であればちょっとしたこ

とでダメージを与えずに維持していけるものが、放置していたがために、たいへん事業費も掛かり景観も変わりということになってしまいます。その辺が、どういうタイミングでされているのか、分からなかったので教えていただきたいと思います。

それから、私は5年位この委員を努めさせていただいているのですが、今年で辞めさせていただくことになりました。感想としまして、色々な木材をどうやって利用していくのかということから始まって、そういうことではなくて、もっと景観的な価値を打ち出していったらという流れ、そして今再び日本の木材もまた見直されて、世界の需要と供給の関係だと思えるのですけれども、様々な変遷の時期にこういった委員会に関わらせていただいて、私自身も大変勉強になりましたし、いろいろなことを知る機会となって、たいへんありがたいと思っております。ありがとうございました。

ただ、最後にもう1つ、美しい日本という流れで、林野庁としては美しい森林づくりということで、それはそれで、私が願っていた方向ではあるのですが、ここで、単に美しい森林というだけではなく、それが永続的に続く仕組みに変えていっていただきたい。それには、森林づくりは人づくりだと。やはり職能として確立して、山間部の過疎地の人達のしっかりとした生活基盤を整えて、もう一度再編していただきたいと思います。

なぜ、そういうふうにするかということ、景観には社会の現象が顕れるものだと思います。人々の日常的生活が景観に顕れてくると思いますので、単に森林が美しければいいというものではない。それから、美しさには、そのための強さを求める意味でやはり用だと。用と美が合致したところで、本当の美しい森づくりになるのではないかと思います。

そこで、どんな木材、どんな森林が欲しいのか。私は、設計事務所をしていますので、その立場からいいますと、どういう木材が欲しいのか。住宅などでも、間柱とか根太とか見えないところに使われる材料を沢山生産すればいいのか。あるいは、見えてくるところに使う少し長期的に100年なり1,000年の木もあわせて生産していく必要があるのではないかと。どういった材種だけではなくて、木材の価値を洗い直して、森林の骨格づくりをしていただきたい。それで初めて、用と美が備わった森林につながっていくのではないかと思います。今作れる目標でいいのですが、100年なり1,000年なりの目標を作っていたいただきたいと思います。

例えば、島根の出雲大社が、今年から檜皮葺の材料のための生産を始めようということですが、神社毎に始めるのではなくて、供給源として、国家的にそういうものを作っていく仕組みをつくらないと、拝観料が沢山集まる神社はそういうことができ、そうじゃないところはどんどん淘汰されていくのではないかなと新聞を読んでいて思いました。そのあたりも全体の政策として、位置付けていただきたいと思います。

(太田座長)

ありがとうございました。治山課長、計画課長よろしく申し上げます。

(治山課長)

崩れたところの復旧をする事業なのか、あるいは崩れる前に予防的に施す工事なのかということですが、例えば、資料4-2の4ページの事業名を見て頂きますと、復旧治山と書いてございます。山地治山の中には、予防治山と復旧治山という区分がございまして、一度崩れたところを復旧するものには復旧治山という名称を使っております。ただ、全体的な事業を見ますと、崩れたところを手当するというのは必須でございまして、どうしてもそちらの優先度が高くなってしまいうことで、全体の事業費のウェイトも多いという状況です。ただ、どうしても1度崩れたところというのは、更に被害が拡大するということになりかねないということになりますので、そういったところを手当することによって、発生するであろう災害を防止するという意味もございまして、復旧治山をきちっと実施していくということでございます。予防治山につきましては、現在、山地災害危険地区が全国に24万箇所ございまして、これを全て手当するには、膨大な費用が掛かるということで、その中からより危険度の高いものを見極めて、手を入れていくということを行っているとういこととでございますし、あわせて危険地区の災害発生状況を踏まえて、危険地区の検証もきちっとやっていくということでございます。

(田中委員)

今のは大部分が発生したものということでしたが、当然、そういうものは優先させなければいけないということはおっしゃるとおりなのですが、一方で、予防的なものも実施しているんですね。それらの優先度は、どうなっているのでしょうか。毎年毎年、地すべり等々治山上の問題が起きていますが、それを優先することはしかたがないと思えます。しかたがないけれども、平倉委員がおっしゃたように、早めに手当しておけばコストが相当違う。いつも後追いでやっていると、その事業費を考えたら大変なものなのだろうなと思えます。

昔、県にいる時、これは林野の話ではないのですが、当時は、危険な崖くずれだとかの箇所の地図を役所では持っているんですが公表しない。公表すると、その土地が売れない。その周辺の価値が下がる。そのように、調べてあるにもかかわらず公表していないということについて大議論したことがある。

(治山課長)

危険地区については、既に公表しております。19年度からは、住民に周知されていないところについては、治山事業を採択しないということにして住民への周知を助長する措置を講ずることとしています。やはり、自分の裏山が危ないのか危なくないのかということを、きちんと理解していただくということが重要です。大雨が降った時に、すぐに逃げていただかないといけないものですから。

(田中委員)

危険という周知はしたけれども、そのために早く措置をしてくれと、住民から要望が

あった場合はどうするのか。

(治山課長)

順次実施していくということになります。

(太田座長)

できるだけ公平な優先度の評価ということで、システムをつくってやっているということだろうと思います。

(業務課長)

平倉委員から出雲大社のお話がありましたが、実は、国有林でも「法人の森林」ということで取組をさせていただいております。神社仏閣等にヒノキを供給するとか、必要な材と一緒に育てていきたいと思いますという動きをしております。あと、特殊材につきましては、国有林で持っております。例えば、善光寺の山門の修復ですが、ここの屋根は、国有林から供給させていただいております。このように、全国的に、我々も協力していくことにしておりますので、情報をお願いしたいと思います。

(計画課)

私どもとしまして「美しい森林づくり推進国民運動」をきちんとやっていきたいと思っております。どういうふうに取り組むかということ、木材利用を通じて森林整備を推進して循環型社会というものをつくっていききたい。森林を支えるのは生き生きとした担い手であったり、地域であったりということで、そこをちゃんとつくっていきましょう。それと都市住民、企業も含めて森林づくりに幅広く参加していただきたい。こういった取組を通じて、美しい森林づくりに心がけていきたいと考えておりました。委員からの御指摘も踏まえまして、我々としても努力していきたいと考えておりますので、今後とも、御指導をお願いします。

(田中委員)

一言だけ。私は、農林水産省のいろいろな委員会に出席しておりますけれども、今日の座席表は大変良くできております。私たち委員から見た場合の座席表になっていて、非常に見易くなっています。ただ、残念なのは、課長の名前が書いてない。名前を書いていただきたいということをお願いします。

(太田座長)

ありがとうございました。ちょっと時間を超過してしまいましたが、総括させていただきたいと思います。

期中の評価の実施区域につきまして、いずれも継続ということでよろしいでしょうか。それから、完了後の評価の実施区域について必要性、効率性、有効性の観点から妥当と

いうことにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

(「了承」の発言あり)

(太田座長)

ありがとうございます。

議事3、その他に移ります。今後のスケジュール等につきまして、事務局より説明願います。

(企画課長)

今後のスケジュールでございます。本日いただきました御意見等を踏まえまして、新規事業の事前評価、それから期中及び完了後の評価結果をとりまとめたいと考えております。

林野公共事業の事業評価結果につきましては、予算成立後に公表となっております。

最終的な評価結果につきましては、委員の皆様にも御報告をしたいと考えております。

また、本日の議事録でございますが、各委員に御確認の上、公表することとしておりますので御了承をお願いしたいと思います。

次に、本専門部会の委員につきましては、今月13日までが任期となっております。金井委員、平倉委員につきましては、今回が最後の部会となります。今日までたいへん貴重な御意見をいただき、感謝申し上げたいと思います。

その他の委員の皆様におかれましては、引き続きよろしく願い申し上げたいと思います。

次回の専門部会は、5月下旬から6月上旬頃に開催しまして、18年度政策に係る実績評価結果のまとめについて、御意見を賜りたいと考えております。具体的な日程につきましては、後日調整させていただいて、御連絡させていただきたいと思っております。以上でございます。

(太田座長)

ありがとうございました。

本日の意見等を踏まえ、作業を進めていただきたいと存じます。なお、今後修正が生じたときの取り扱いにつきましては、座長に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員)

(「了承」の発言あり)

(太田座長)

ありがとうございました。

また、議事録の件につきましては、事務局の説明のとおりとさせていただきます。

なお、次回の部会につきましては、事務局から連絡があるということですので、そのように御承知おき下さい。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を閉会と致します。どうもありがとうございました。